

葬祭組合告示第7号

平成25年7月 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年7月12日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1 日 時 平成25年7月22日（月）午後4時

2 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

3 付議事件

- （1）佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

平成25年7月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成25年7月22日（月曜日）午後4時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（7名）

| | | |
|----|-------------|----------|
| 1番 | 高橋 絹子 | 四街道市議会選出 |
| 2番 | 冨塚 忠雄 | 佐倉市議会選出 |
| 3番 | 五十嵐 智美 | 佐倉市議会選出 |
| 4番 | 藤 和雄（議長） | 佐倉市長 |
| 5番 | 佐渡 斉 | 四街道市長 |
| 6番 | 戸田 由紀子（副議長） | 四街道市議会選出 |
| 7番 | 斉藤 博 | 酒々井町議会選出 |

○欠席議員（なし）

○議案説明のための出席者職氏名

| | | |
|-----------|--------|-----------|
| 管 理 者 | 小坂 泰久 | 酒々井町長 |
| 副 管 理 者 | 橋谷田 豊 | 酒々井町副町長 |
| 会 計 管 理 者 | 浅野 恵美子 | 酒々井町会計管理者 |
| 事 務 局 長 | 藤崎 泰宏 | |
| 事 務 局 次 長 | 清宮 高由起 | |

○構成市町出席職員

| | | |
|---------|-------|----------|
| 佐 倉 市 | 渡辺 尚明 | 環境部長 |
| 四 街 道 市 | 杉山 毅 | 環境経済部長 |
| 酒 々 井 町 | 鈴木 正義 | 経済建設担当参事 |

○議会事務局出席職員

| | |
|-------------|-------|
| 事 務 局 主 幹 | 藤方 英和 |
| 事 務 局 副 主 幹 | 中村 忍 |

○会期

平成25年7月22日（月曜日） 1日

○議事日程

平成25年7月22日（月曜日）午後4時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎開会の宣告

午後3時45分 開会

- 議長（藤 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成25年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。
これより佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（藤 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、佐倉市及び酒々井町選出議員の改選がありましたので、ご報告いたします。佐倉市選出議員でありました川名部実議員及び伊藤壽子議員が辞任され、新たに冨塚忠雄議員及び五十嵐智美議員が選出されました。また、酒々井町選出議員でありました御園生浩士議員が辞任され、斉藤博議員が新たに選出されました。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議席の指定

- 議長（藤 和雄） 日程第2、議席の指定を行います。

今回新たに組合議員が選出されていますので、議席を指定いたします。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、冨塚忠雄議員の議席は2番、五十嵐智美議員の議席は3番、斉藤博議員の議席は7番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤 和雄） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、戸田由紀子議員及び斉藤博議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（藤 和雄） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎議案の上程、質疑

- 議長（藤 和雄） 日程第5、議案を上程いたします。

それでは、管理者に提案理由の説明をお願いいたします。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（蕨 和雄） 管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに、平成25年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組協議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立したことに對しまして心からお礼を申し上げます。

また、先ほど議長の報告にもございましたように、このたびの組協議員の改選に伴い、新たに佐倉市議会より富塚忠雄議員及び五十嵐智美議員を、また酒々井町議会より斉藤博議員をお迎えしての議会であり、今後のご協力とご指導をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案1件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方公務員法の規定に基づく職員の失職の適用除外要件については、既に条例を制定し、要件を定めていますが、さまざまな社会状況や社会活動参加の動向等を考慮して、現行の限定的な失職要件を廃止及び緩和するため、所要の条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局より説明いたさせます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（蕨 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いいたします。

○事務局長（藤崎泰宏） 議長。

○議長（蕨 和雄） 事務局長。

○事務局長（藤崎泰宏） 事務局長の藤崎でございます。

お手元の資料の議案第1号資料をごらんになっていただきたいと思います。1ページの、ただいま管理者より改正理由につきましては説明がございましたので、3の主な改正内容等につきましてご説明させていただきます。こちらは、地方公務員法第28条第4号の規定により、失職しない要件は条例で規定する必要があります。条例では、同法第16条第2号に該当する者のうち、刑の執行猶予者について、次の（1）のとおり適用除外要件を定めております。改正案では、この（1）を廃止し、（2）のとおりとするものでございまして、（1）でございますが、こちらは現行の条例でございまして、公務上または通勤途上での過失事故に限定されていたものを、改正案でございますが、限定的な適用除外要件を廃止し、公私の別、過失の有無を問わないものに緩和しようとするものでございます。その効果といたしましては、事案ごとに全ての情状を総合的に考察し、しんしゃくし、判断するというものでございます。

具体的な想定事例ということでございますが、災害発生等の支援的活動またはさまざまな地域、社会の活動事業等として実践され、啓発されているボランティア活動、自治会や学校等の行事活動等における事故等が想定されるものでございます。

施行期日といたしましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。近隣の一部事務組合の状況でございますが、既に議会でも可決済みが、次の印旛衛生もあわせて3組合が実施しているという状況でございまして、こちらは佐倉市の今回3月議会で上程されたものでございますが、それに準じて近隣の一部事務組合は既

に実施されているというものでございます。

以上でございます。

○議長（蕨 和雄） これより質疑を行います。

再質は2回までといたします。

質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） これは、今回の改正前の条例について適用されたような事例はこちらの組合ではあるのでしょうか。

○議長（蕨 和雄） 事務局長。

○事務局長（藤崎泰宏） 事例はございません。

○議長（蕨 和雄） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） あと、ほかの組合も今回このような、この条例と同じ改正を行っているというのですが、人事交流などもあって、こういう同じような条例改正をしていくというようなことがたしかどこかに書いてあったと思いますが、人事交流というのはこれまでにあったのでしょうか。それとあと、これから、今後どういうふうな形でそういうのをなさっていく予定があるのかということもあわせてお聞きします。

○議長（蕨 和雄） 事務局長。

○事務局長（藤崎泰宏） 過去には、清掃組合と印旛衛生と葬祭組合、3組合間の中で人事交流はございました。また、今後については、ここしばらくは行っていませんが、今後必要に応じて、必要があったときにはその都度協議して行うということを考えております。

○議長（蕨 和雄） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

◎討 論

○議長（蕨 和雄） 続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 討論なしと認めます。

◎採 決

○議長（蕨 和雄） これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（藤 和雄） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成25年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時58分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 蕨 和 雄

議 員 戸 田 由 紀 子

議 員 齊 藤 博